第十一条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号W_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅰの符号X_{22}の次に次のように加える。

			$X_{23}=0.003$

第十一条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅱを次のように改める。

			算式Ⅱ $\dfrac{B\times0.5+\sum_{n=11}^{23}(C_n\times D_n)+\sum_{n=16}^{17}(E_n\times F_n)+\sum_{n=12}^{23}(G_n\times H_n)}{773円\times A}$ $+\sum_{n=16}^{23}(I_n\times J_n)-K\times0.5+L$

第十一条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号C_n中「並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の額」を「、地方債計画に計上されない地方債、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度に発行について同意又は許可を得た地方債並びに全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額」に改め、同号算式Ⅱの符号中「$D_{18}=0.015$」を「$D_{18}=0.025$」に、「$D_{20}=0.009$」を「$D_{20}=0.016$」に改め、同号算式Ⅱの符号D_{23}の次に次のように加える。

			$D_{23}=0.006$

第十一条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号E_n中「もの」の下に「の額に相当する額」を加え、同号算式Ⅱの符号G_n中「の額」を「（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額」に改め、同号算式Ⅱの符号中「$H_{13}=0.056$」を「$H_{13}=0.055$」に、「$H_{17}=0.059$」を「$H_{17}=0.058$」に、「$H_{18}=0.035$」を「$H_{18}=0.057$」に、「$H_{20}=0.019$」を「$H_{20}=0.036$」に改め、同号算式Ⅱの符号H_{22}の次に次のように加える。

			$H_{23}=0.014$

第十一条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号I_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅱの符号中「$J_{17}=0.037$」を「$J_{17}=0.036$」に、「$J_{20}=0.008$」を「$J_{20}=0.037$」に改め、同号算式Ⅱの符号J_nの次に次のように加える。

			$J_{22}=0.007$ $J_{23}=0.005$

第十一条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号K中「下水道資本費平準化債同意等見込額」の下に「（地方財政法第５条の３第６項の規定による届出をして発行する見込みである地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）」を加える。

第十一条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅲ中「$\sum_{n=13}^{22}$」を「$\sum_{n=13}^{23}$」に、「$\sum_{n=12}^{22}$」を「$\sum_{n=12}^{23}$」に、「761円」を「773円」に改め、同号算式Ⅲの符号中「$E_{15}=0.0249$」を「$E_{15}=0.0248$」に、「$E_{16}=0.0254$」を「$E_{16}=0.0253$」に、「$E_{17}=0.0263$」を「$E_{17}=0.0262$」に、「$E_{18}=0.0157$」を「$E_{18}=0.0258$」に、「$E_{19}=0.0166$」を「$E_{19}=0.0164$」に、「$E_{20}=0.0087$」を「$E_{20}=0.0163$」に改め、同号算式Ⅲの符号E_{22}の次に次のように加える。

			$E_{23}=0.0064$

第十一条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅲの符号I_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅲの符号中「$K_{15}=0.0249$」を「$K_{15}=0.0248$」に、「$K_{16}=0.0254$」を「$K_{16}=0.0253$」に、「$K_{17}=0.0263$」を「$K_{17}=0.0262$」に、「$K_{18}=0.0157$」を「$K_{18}=0.0258$」に、「$K_{19}=0.0166$」を「$K_{19}=0.0164$」に、「$K_{20}=0.0087$」を「$K_{20}=0.0163$」に改め、同号算式Ⅲの符号K_{22}の次に次のように加える。

			$K_{23}=0.0064$

第十一条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅳ中「761円」を「773円」に改め、同号算式Ⅳの符号C_n、F_n及びL_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅳの符号中「$J_{13}=0.035$」を「$J_{13}=0.034$」に改め、同号算式Ⅴ中「761円」を「773円」に改め、同号算式Ⅵ及びⅦ中「761円」を「773円」に改め、同号算式Ⅷ中「731円」を「773円」に改め、同号算式Ⅷの符号B_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅷの符号中「$C_{11}=0.028$」を「$C_{11}=0.027$」に改め、同号算式Ⅸ中「761円」を「773円」に改め、同号算式Ⅸの符号B_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅸの符号中「$C_{11}=0.021$」を「$C_{11}=0.020$」に、「$C_{13}=0.021$」を「$C_{13}=0.020$」に改め、同号算式Ⅹ中「$\sum_{n=11}^{22}$」を「$\sum_{n=11}^{23}$」に、「761円」を「773円」に改め、同号算式Ⅹの符号B_n中「被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）第５号の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下「被災市街地復興特別事業」という。）」を「被災市街地復興特別事業」に改め、「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅹの符号中「$C_{11}=0.055$」を「$C_{11}=0.054$」に、「$C_{13}=0.055$」を「$C_{13}=0.054$」に、「$C_{18}=0.052$」を「$C_{18}=0.051$」に、「$C_{19}=0.051$」を「$C_{19}=0.050$」に、「$C_{20}=0.013$」を「$C_{20}=0.053$」に改め、同号算式Ⅹの符号C_{22}の次に次のように加える。

			$C_{23}=0.009$

第十一条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅺ中「761円」を「773円」に改め、同号算式Ⅺの符号B中「$\sum_{n=3}^{22}$」を「$\sum_{n=3}^{23}$」に改め、同号算式Ⅺの符号C_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅺの符号中「$D_3=0.002$」を「$D_3=0.001$」に、「$D_5=0.035$」を「$D_5=0.033$」に、「$D_6=0.034$」を「$D_6=0.033$」に、「$D_7=0.034$」を「$D_7=0.033$」に、「$D_{16}=0.036$」を「$D_{16}=0.035$」に、「$D_{18}=0.035$」を「$D_{18}=0.034$」に、「$D_{19}=0.035$」を「$D_{19}=0.034$」に、「$D_{20}=0.008$」を「$D_{20}=0.034$」に改め、同号算式Ⅺの符号D_{22}の次に次のように加える。

			$D_{23}=0.006$

第十一条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅻ中「761円」を「773円」に改め、同号算式Ⅻの符号B_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式Ⅻの符号中「$C_{12}=0.031$」を「$C_{12}=0.030$」に改め、同号算式ⅩⅢ中「$\sum_{n=17}^{22}$」を「$\sum_{n=17}^{23}$」に、「761円」を「773円」に改め、同号算式ⅩⅢの符号B_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式ⅩⅢの符号中「$C_{20}=0.002$」を「$C_{20}=0.007$」に改め、同号算式ⅩⅢの符号C_{22}の次に次のように加える。